

広報羽島用水

みどり
水土里ネット
羽島用水

第35号
令和6年5月10日発行

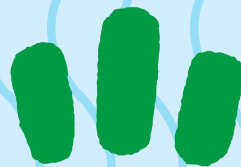


写真／県営湛水防除事業「逆川地区」導水路工事

令和6年4月現在の受益面積及び組合員数

市町	岐阜市	各務原市	羽島市	岐南町	笠松町	合計
受益面積(ha)	46.2	252.5	767.6	107.1	138.2	1,311.6
組合員数(人)	386	1,456	2,509	710	738	5,799

※排水受益を含む



みどり
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行／羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長 高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

はじめに、本年元旦に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたび4月22日に開催された令和6年度臨時総代会において、任期満了に伴う理事、監事の改選が執り行われ、新たな執行体制での出発にあたり理事の方々の御推挙により、引き続き私が理事長を務めることになりました。今後も役職員一丸となって運営にあたる所存でございますので、何卒ご厚情を賜りますようお願いいたします。また、副理事長には羽島市の岩田悟さんにご就任をいただいております。この場をお借りしましてご報告申し上げます。

去る3月11日の総代選挙により、新しく総代に当選されました方々には今後ともご指導、ご協力の程お願い申し上げます。また、総代を退任されました方々に対しましては長年にわたる当土地改良区へのご協力に心から感謝申し上げます。

さて、3月15日に開催されました第56回通常総代会におきまして、提出しました全10議案は原案の通り可決成立いたしました。令和6年度一般会計予算については、前年度より17,750千円減の311,246千円でございます。事業計画では、県単土地改良事業4件、土地改良区維持管理適正化事業1件、市町協同事業等を予定しておりますが、引き続き経費節減に努めてまいります。

今年度も犬山頭首工からの取水を4月18日から開始しておりますが、取水量には限りがあります。管内の下流部では揚水機による補給水を多くの地域で行っておりますが、昨今の原油価格等の物価高騰により、電気料金の値上げについては、今後も価格高騰が予想されることから、組合員の皆様には、より一層の効率的な水管理に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

管内の県営事業の実施状況でございますが、平成22年度に着工いたしました県営湛水防除事業「逆川地区」については、令和6年度完了予定でございます。近年の気候変動に伴う豪雨等が頻発化しておりますが、完了後は導水路の運用を実施し、正木排水機場の適切な運転管理を行ってまいります。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足等、これまで以上に大変厳しい状況ではございますが、用水の安定供給という組合員皆様の負託に応えられるよう努めてまいります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍、そして豊穡の秋を迎えられますようご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

第56回 通常総代会開催される



味岡議長

第56回通常総代会は去る3月15日（金）午前10時00分より、笠松中央交流センター1階集会室において総代67名中、出席53名、書面出席12名の出席を得て開催され、高橋理事長の挨拶の後、議長に味岡巖総代（第12区）を選出して議事に入り、提出議案10案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり可決されました。

提出議案及び令和6年度一般会計予算は次のとおりです。

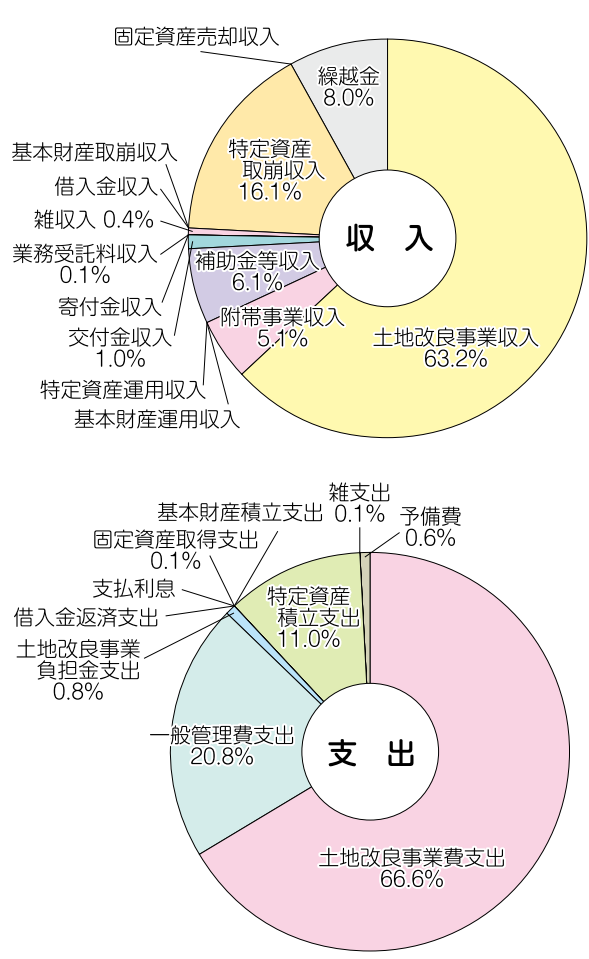
議 案

- 第1号議案 令和5年度事業計画の変更について
- 第2号議案 令和5年度一般会計収支補正予算について
- 第3号議案 不動産払い下げ処分について
- 第4号議案 羽島用水土地改良区定款の一部改正について
- 第5号議案 羽島用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 第6号議案 羽島用水土地改良区維持管理計画書の一部改正について
- 第7号議案 令和6年度事業計画並びに一般会計収支予算について
- 第8号議案 令和6年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法について
- 第9号議案 一時借入金について
- 第10号議案 預入金融機関について



令和6年度 一般会計予算

収 入	
科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	196,700
2. 附 帯 事 業 収 入	15,723
3. 基本財産運用収入	224
4. 特定資産運用収入	18
5. 補 助 金 等 収 入	19,000
6. 交 付 金 収 入	2,826
7. 寄 付 金 収 入	1
8. 業 務 受 託 料 収 入	551
9. 雑 収 入	1,131
10. 借 入 金 収 入	2
11. 基本財産取崩収入	1
12. 特定資産取崩収入	50,067
13. 固定資産売却収入	2
14. 繰 越 金	25,000
合 計	311,246



支 出	
科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	207,245
2. 一 般 管 理 費 支 出	64,825
3. 土地改良事業負担金支出	2,402
4. 借 入 金 返 済 支 出	2
5. 支 払 利 息	2
6. 固 定 資 産 取 得 支 出	201
7. 基 本 財 産 積 立 支 出	1
8. 特 定 資 産 積 立 支 出	34,368
9. 雑 支 出	200
10. 予 備 費	2,000
合 計	311,246

令和6年度 賦課金・地区除外決済金について

令和6年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

経常賦課金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金

(国営濃尾用水土地改良事業賦課金)

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門におたずねください。

令和4年度 収支決算(令和5年10月27日 臨時総代会承認)

一般会計

収入

科目(款)	決算額(円)
1. 土地改良事業収入	206,616,002
2. 附帯事業収入	16,545,426
3. 基本財産運用収入	225,172
4. 特定資産運用収入	6,873
5. 補助金等収入	25,641,220
6. 交付金収入	0
7. 寄付金収入	0
8. 業務受託料収入	1,010,900
9. 雑収入	7,826,780
10. 借入金収入	0
11. 基本財産取崩収入	0
12. 特定資産取崩収入	0
13. 固定資産売却収入	0
14. 繰越金	21,697,879
合計	279,570,252

支出

科目(款)	決算額(円)
1. 土地改良事業費支出	182,600,734
2. 一般管理費支出	53,551,682
3. 土地改良事業負担金支出	2,381,747
4. 借入金返済支出	0
5. 支払利息	0
6. 固定資産取得支出	0
7. 基本財産積立支出	2,134,502
8. 特定資産積立支出	4,102,073
9. 雑支出	0
10. 予備費	0
合計	244,770,738

差引残高 34,799,514円(翌年度繰越金)

財産目録(令和5年3月31日現在)

(資産の部)	
1. 流動資産	99,092,983円
2. 固定資産	4,796,020,609円
合計	4,895,113,592円

(負債の部)	
1. 流動負債	63,623,779円
2. 固定負債	104,534,714円
(正味財産の部)	
1. 正味財産	4,726,955,099円
合計	4,895,113,592円

令和6年度 羽島用水取水計画

期間	取水計画量(㎡/S)	備考
4月 1日～ 4月17日	0.00	
4月18日～ 5月20日	3.50	苗代
5月21日～ 6月20日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月21日～ 7月17日	6.50	〃
7月18日～ 7月24日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月25日～ 9月25日	6.50	出穂期・普通期
9月26日～10月 7日	3.50	
10月 8日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので、通水不可となります。

- ①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合
2) NTT回線が寸断された場合
- ②木曾川洪水量3千㎡/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。
また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

令和6年度臨時総代会開催される

《新 総 代》

令和6年3月11日に土地改良法に基づく土地改良区総代選挙が執行され、無投票で次の方々が当選されました。任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間です。

選挙区 (定数)	地 区	氏 名
第1区 (8人)	羽島郡岐南町	林 廣 雄
		森 喜代司
		渡 邊 達 朗
		高 見 光 良
		加 藤 達 真
		木 村 徳 治
		小 関 博 司
		武 仲 勝 孝
第2区 (3人)	羽島郡笠松町	加 藤 木 孝
		松 原 悟
		森 則 彦
第3区 (4人)	羽島郡岐南町	松 原 昇
		杉 江 宗 俊
		三 宅 重 雄
		松 原 重 広
第4区 (4人)	各 務 原 市	奥 村 浩
		西 尾 武
		松 尾 正 樹
第5区 (3人)	各 務 原 市	松 尾 裕
		奥 村 政 広
		岩 井 孝 朗
第6区 (2人)	岐 阜 市	齋 藤 文 彦
		木 方 真 一 郎
第7区 (4人)	各 務 原 市	山 田 勝
		永 井 博 幸
		仙 石 明 正
第8区 (4人)	岐阜市柳津町	苅 谷 正 美
		奥 村 裕
		永 田 俊 博
		伊 藤 義 治
		奥 村 浩 信

選挙区 (定数)	地 区	氏 名
第9区 (6人)	羽島郡笠松町	白 井 義 博
		足 立 和 俊
		道 家 嗣 典
		樋 口 治 人
		高 橋 伸 治
		高 島 晴 美
		箕 浦 雅 弘
第10区 (5人)	羽島市足近町	北 川 山 治
		野 田 裕 視
		岩 田 悟
第11区 (5人)	羽島市小熊町 羽島市福寿町間島	大 野 浩 司
		大 橋 勝 好
		安 藤 輝 久
		坂 倉 敏 雄
		南 谷 清 司
第12区 (9人)	羽島市正木町	大 野 哲 緒
		花 村 直 良
		高 木 重 雄
		今井田 清 一
		服 部 誠
		花 村 光 博
		味 岡 巖
		清 水 伸 一
		道 家 政 博
		柴 田 栄 一
第13区 (6人)	羽島市竹鼻町 羽島市江吉良町 羽島市上中町	浅 野 博
		入 山 巖
		後 藤 昌 美
		森 皇 造
		今 井 毅

※斜線は欠員

《新 役 員》

令和6年4月22日(月)、笠松中央交流センター3階大ホールにおいて令和6年度臨時総代会が開催され、総代選挙後の新総代により、役員選任が執り行われ、下記の方々を選任されました。

また、令和6年4月26日(金)、理事、監事の互選が行われました。

役 職 名	氏 名
理 事 長	高 橋 伸 治
副 理 事 長	岩 田 悟
会 計 担 当 理 事	加 藤 木 孝
理 事	武 仲 勝
//	松 原 重 広
//	西 尾 武
//	齋 藤 文 彦
//	木 方 真 一 郎
//	仙 石 明 正
//	奥 村 裕
//	大 橋 勝 好

役 職 名	氏 名
理 事	花 村 直 良
//	入 山 巖

役 職 名	氏 名
用排水調整委員長	花 村 直 良
副 委 員 長	齋 藤 文 彦
委 員	松 原 重 広
//	西 尾 武
//	奥 村 裕
//	入 山 巖

役 職 名	氏 名
総 括 監 事	松 原 悟
第 1 監 事	永 田 俊 博
監 事	三 宅 重 雄
//	永 井 博 幸
//	坂 倉 敏 雄
//	大 野 哲 緒

羽島用水土地改良区施行事業

令和5年度は県単事業8地区、市町協同事業25地区、改良区単独事業95地区の工事を施行いたしました。

施工前



県単事業 足近排水路上流護岸改良工事



完成



施工前



市町協同事業 田代巻上機設置工事



完成

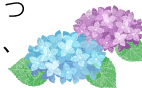


地域活動への取り組み

あじさい祭り&ウォーク

令和5年6月11日（日）、正木コミュニティセンター（羽島市正木町）において、「第25回正木町健幸（けんこう）あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

地域の皆さんが参加され、羽島用水のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを鑑賞しながら、ウォーキングや写生を楽しみました。



取水のための「堰板」は使用後に元に戻しましょう!

当土地改良区の用水は、限られた取水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなってきており、常に水路に「堰板」や「土のう」等を入れたままの状況が各地区で見受けられます。その結果、下流地域に用水不足をきたしています。

また、降雨時、水路に「堰板」が入っていると水路から水が溢れて周辺に浸水被害をもたらす等非常に危険な状態となります。「堰板」を使用して取水された場合は、使用者が責任を持って使用後速やかに撤去して下さい。

ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くずのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用（賦課金）が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和6年5月27日(月)** です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立					
	愛 知	・名古屋	・愛知	・中京				
	三 重	・百五	・三十三					
	そ の 他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國	・北陸	
		・富山第一	・中国	・トマト	・八十二	・関西みらい		
		・北海道	・山口	・富山	・北九州	・楽天	・auじぶん	
都 銀	・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友			
信 託	・三井住友信託							
信 用 金 庫	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	・高山	
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀬戸	・瀬戸	
		・知多	・中日	・東春	・豊川	・豊田	・豊田	
		・豊橋	・西尾	・半田	・尾西	・碧海	・碧海	
	三 重	・北伊勢上野	・桑名三重	・津				
そ の 他	・遠州	・島田掛川	・浜松磐田	・湖東	・長浜	・長浜		
	・滋賀中央	・京都	・京都中央	・金沢	・興能	・興能		
	・のと共栄	・はくさん	・高岡					
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・岐阜県医師	・イオ		
	愛 知	・愛知県中央						
農業協同組合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合							
労 働 金 庫	東海労働金庫							
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行							

◎ご注意ください!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

- Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこですか。
 A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。
- Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。
 A 申込みに必要なものは、下記のものです。
 ● 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
 ● 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)
 ● 通帳使用印鑑
- Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。
 A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。
- Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。
 A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。
- Q5 郵便局で現金納付したいのですが。
 A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか?自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか?

A 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか?

A 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは?

A 決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。

農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。

田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。

未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は?

A 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか?

A 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。

当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。